

平成30年7月豪雨災害に対する理事長声明

平成30年7月豪雨により、西日本全域に甚大な被害が発生しました。四国管内におきましても、愛媛県、高知県を中心に、河川の氾濫や土砂災害等によって命を落とされた方や、避難生活を余儀なくされている方が多くいらっしゃいます。当連合会は、平成30年7月豪雨により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

愛媛県、高知県の複数の自治体では、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されていますが、被災者の生活再建や地域の復興のためには、法的支援活動が不可欠です。当連合会に所属する愛媛弁護士会と高知弁護士会におきましては、弁護士会ニュース等による情報提供や法律相談等の法的支援の取組を始めています。

当連合会としても、日本弁護士連合会、管内弁護士会及び関係諸機関等と連携しつつ、愛媛・高知両弁護士会の活動と歩調を合わせて、被災者の支援に取り組んで参ります。

2018年（平成30年）7月13日

四国弁護士会連合会

理事長 小早川龍司